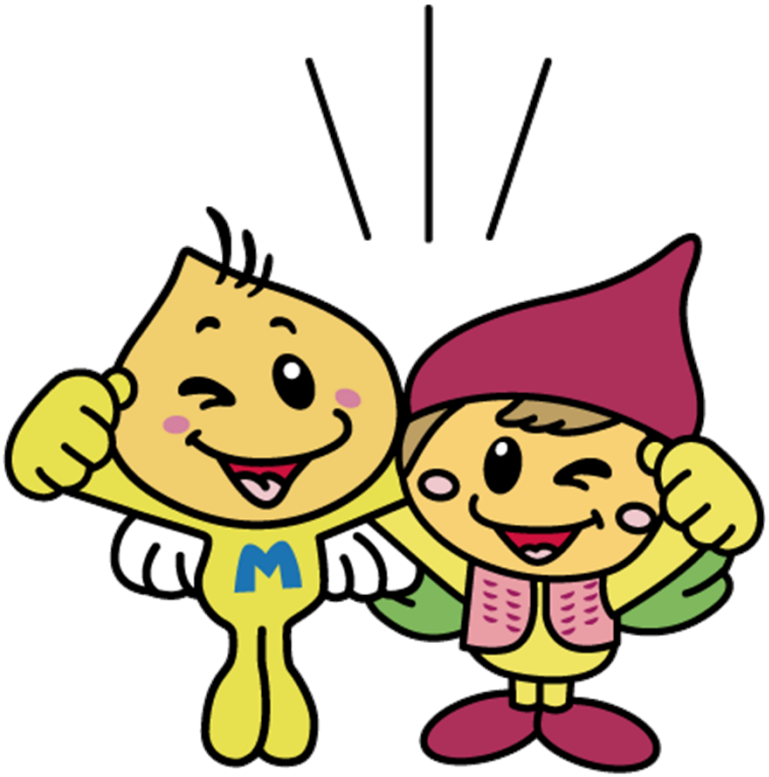


三芳町上下水道事業
水の官民連携
（ウォーターPPP）
マーケットサウンディング説明会

令和8年　11月9日(月)

目次

1. 三芳町における上下水道事業の課題
2. 水の官民連携（ウォーターPPP）とは
3. 官民連携事業と地元企業の参画
4. 導入検討方針（案）と民間意向調査
5. 今後のスケジュール

1

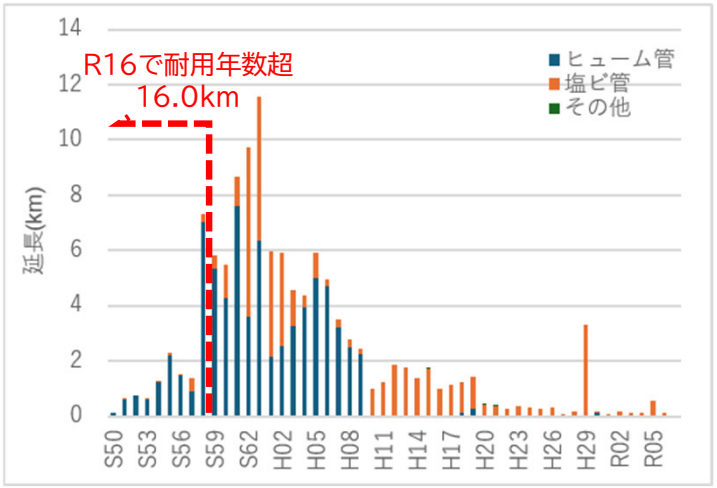
三芳町における
上下水道事業の課題

1. 三芳町における上下水道事業の課題 ―下水道事業

モ ノ

老朽化の進行・大量更新時期の到来

昭和58年から平成9年の15年間に集中的に整備。
令和7年度から耐用年数を超過する管路が出現、令和16年度では耐用年数超過の管路が12.5%に。
⇒ストックマネジメントに基づく計画的な改築更新が必要

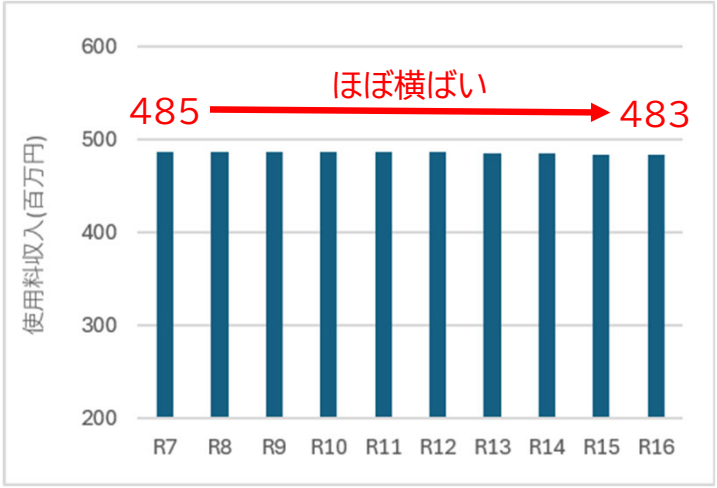


※布設年度不明を除く　出典）下水道台帳データ

カ ネ

人口減少

有収率の上昇を見込んでおり、当面は使用料収入は横ばいで推移。
しかし人口は減少傾向。
⇒施設の本格的な更新時期の到来により、経営環境がますます厳しくなる可能性

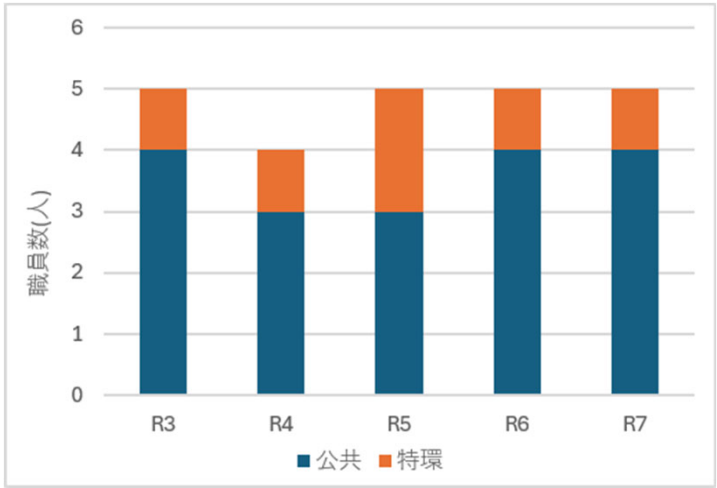


出典）経営戦略

ヒ ト

職員数は横ばい

将来の事業量は増加するのに対し、職員数は横ばい
⇒業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、民間活力の活用及びPPP/PFIの検討を実施



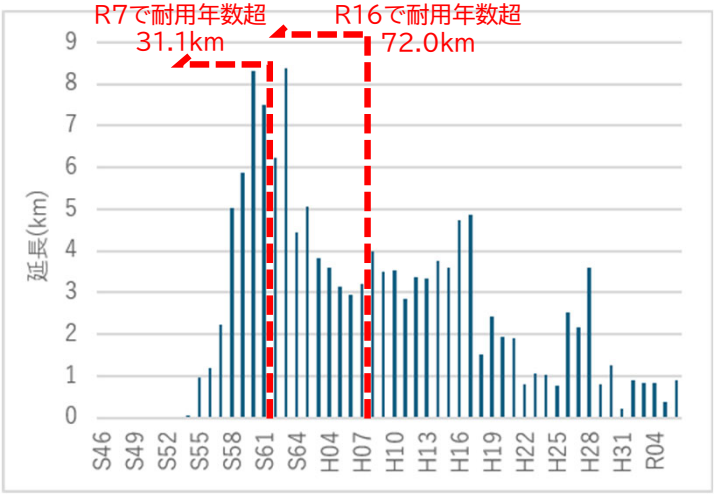
出典）決算統計

1. 三芳町における上下水道事業の課題 ―水道事業

モ ノ

老朽化の進行・大量更新時期の到来

耐用年数を超過する管路が急増、令和16年度では耐用年数超過の配水管が50%超に。
⇒ダウンサイジングも検討しつつ、アセットマネジメントに基づく計画的な改築更新が必要

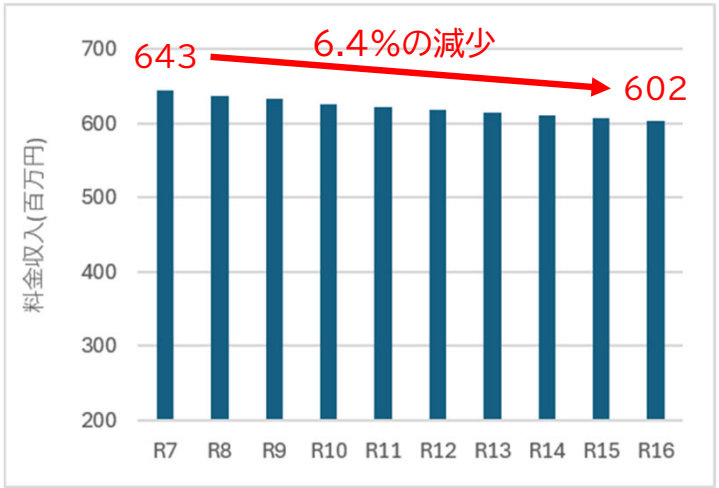


出典）水道ビジョン・経営戦略

カ ネ

人口減少・料金収入減少

給水人口の減少に伴い有収水量も減少するため、料金収入は減少傾向。
⇒施設の本格的な更新時期の到来により、経営環境がますます厳しくなる可能性

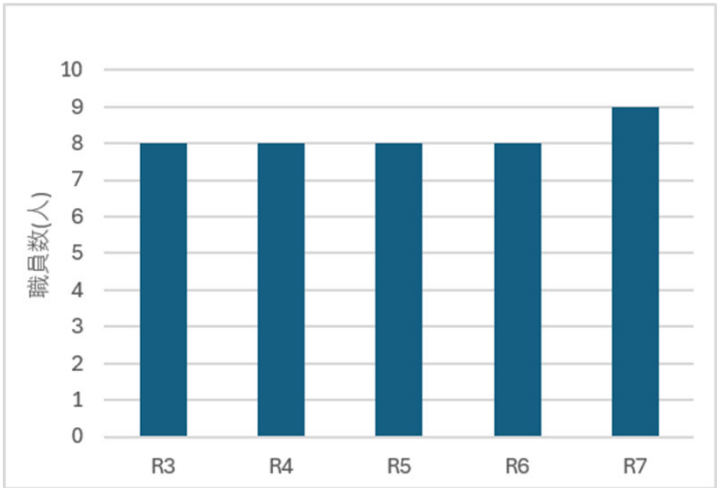


出典）水道ビジョン・経営戦略

ヒ ト

職員数は横ばい

将来の事業量は増加するのに対し、職員数は横ばい
⇒「三芳町第8次行政大綱」に沿った業務の効率化を推進



出典）決算統計

2

水の官民連携（ウォーターPPP）とは

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

官民連携事業(PPP/PFI)の推進について

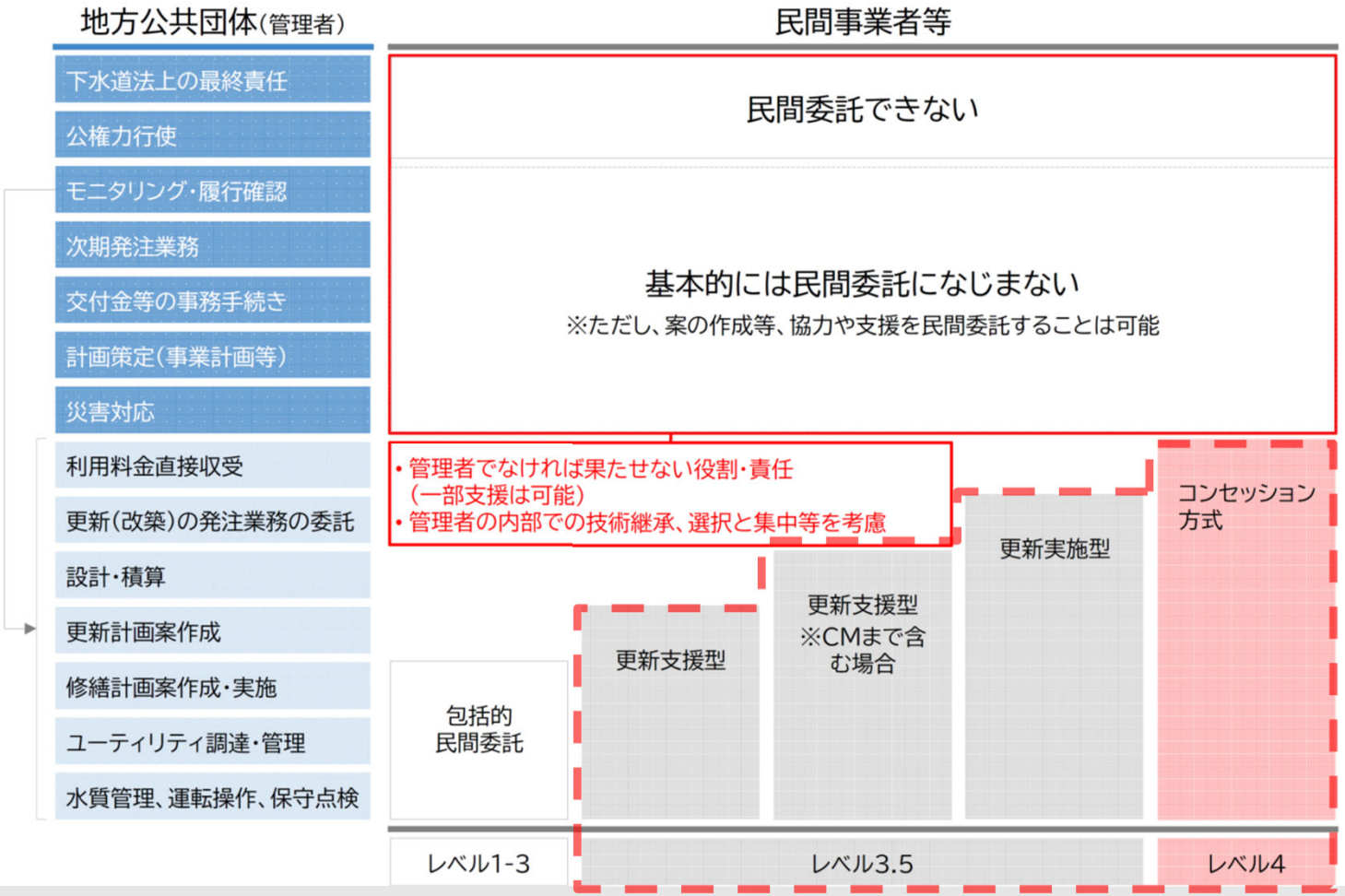
国は下水道事業が抱える課題を解決するための手法の一つとして民間の創意工夫を活かし、事業の効率化を向上させることができる**官民連携事業(PPP/PFI)の推進**を掲げている。



出典)国交省『ウォーターPPP導入検討の進め方について』

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

- レベル3.5とレベル1～3は、事業期間の長短、性能発注の程度、修繕や改築に関係する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる
- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果・メリットを期待でき、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいもの



◀ 水の官民連携
（ウォーターPPP）
として新たに位置付け

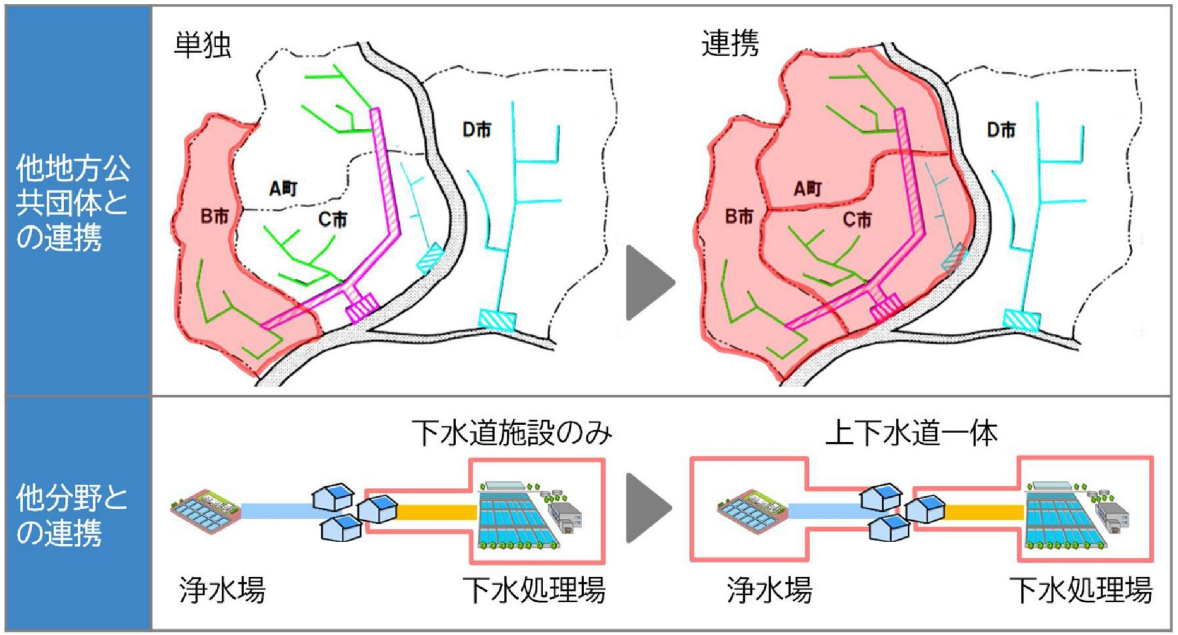
出典)国交省『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは　広域型・分野横断型のレベル3.5

レベル3.5 は、水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能である。

・他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めること　も可能である。
・上下水道一体のウォーターPPP 内の改築等整備費用に対し、令和6 年度より交付金の重点配分を行っている。

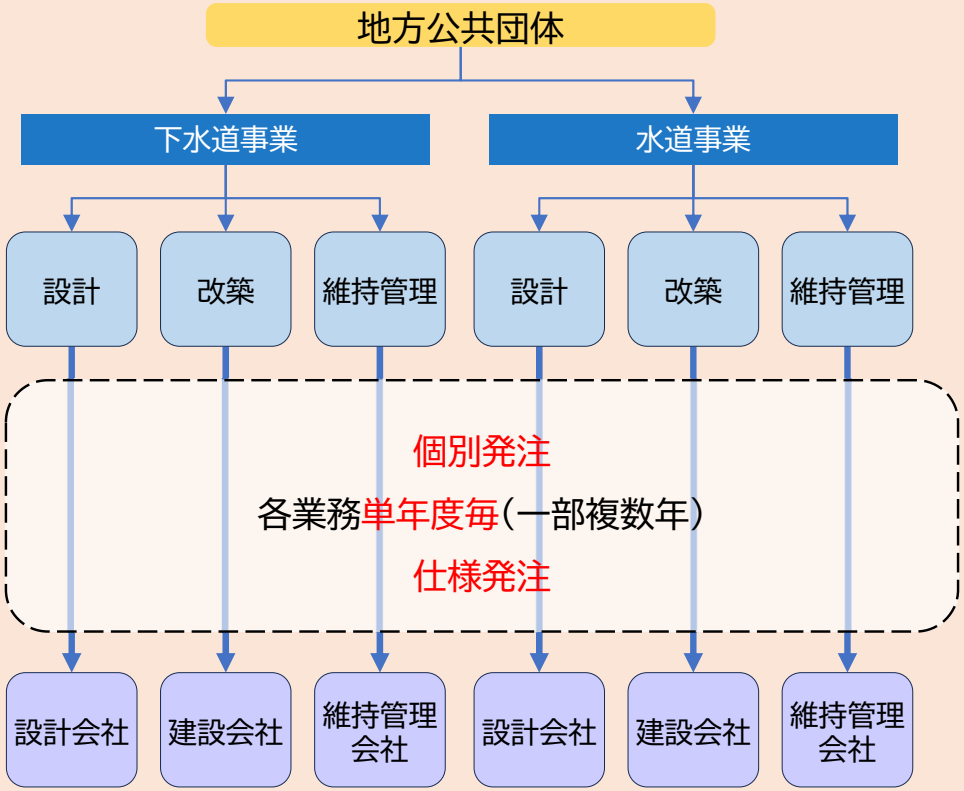
図表 3-7　他地方公共団体や他分野との連携（イメージ）



出典)国交省『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

従来発注

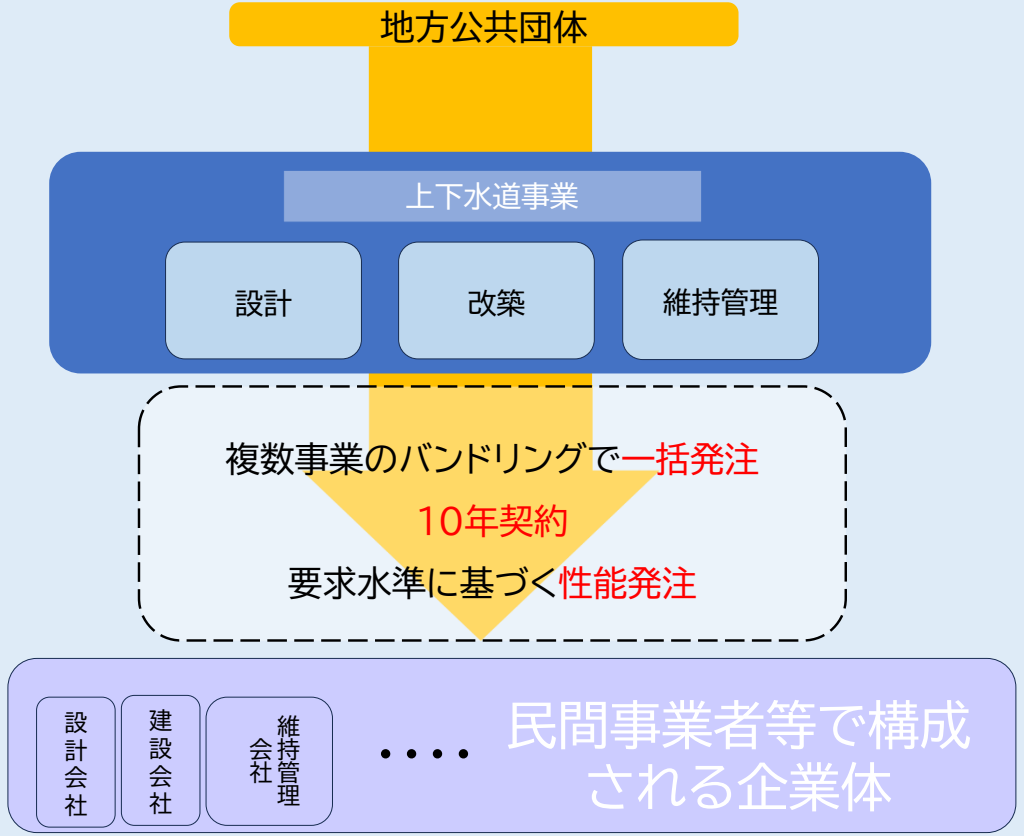


○各取り組みに毎に、発注・契約・管理等を短期間で実施

自治体 ▸発注と管理に追われ人手不足の中大変。
▸複数の工事の調整も高度で困難。

民　間 ▸業務が小さい・期間が短く人手がかかる。
▸利益が上げづらい。

今後の発注:水の官民連携(ウォーターPPP)



○各取り組みが一体化、発注・契約・管理等一元化
▸自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
○契約期間が長期
▸スケールメリットが大きく民間も利益を上げやすい
▸戦略的な組織・人員計画が可能
○各取り組み間での連携がスムーズ
▸事業の効率化、自治体の労力軽減

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

■業務内容・範囲について

下水道施設の主な維持管理業務

清掃	台帳管理
保守点検	修繕
運転管理	更新計画策定
緊急対応	改築・更新
苦情要望対応	災害対応

水道施設の主な維持管理業務

清掃	台帳管理
保守点検	修繕
運転管理	更新計画策定
緊急対応	改築・更新
苦情要望対応	災害対応

パッケージ化

包括

清掃	修繕
保守点検	更新計画策定
運転管理	改築・更新
清掃	緊急対応
保守点検	修繕
運転管理	更新計画策定

個別

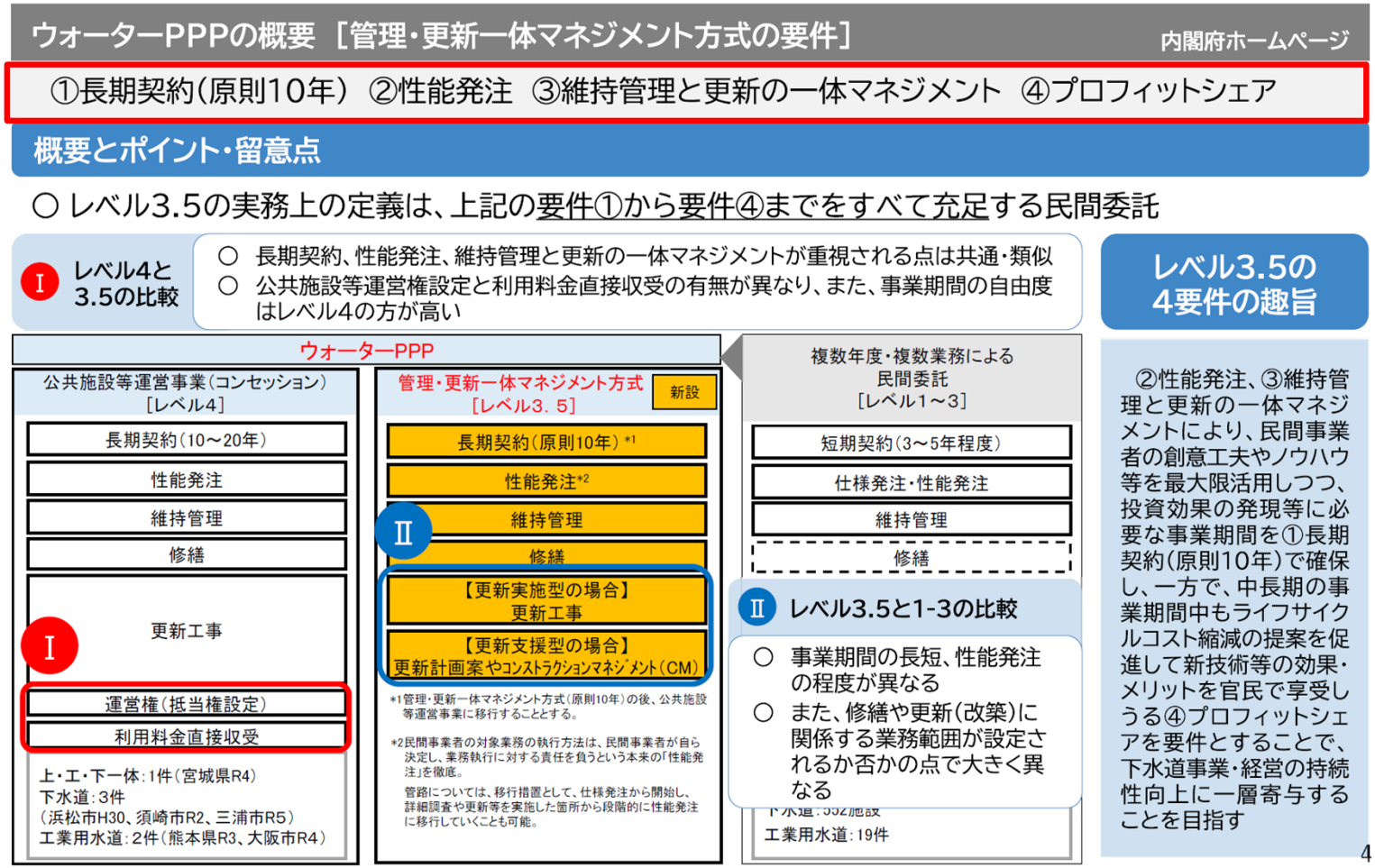
緊急対応	台帳管理
苦情要望対応	災害対応
台帳管理	改築・更新
苦情要望対応	災害対応

※本図はあくまでもイメージであり、決定したものではありません。
業務内容などは、アンケート調査などを考慮して今後決定します。

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

水の官民連携(ウォーターPPP)の4要件について

水の官民連携(ウォーターPPP)は、従来の「コンセッション方式(レベル4)」と、
新たに位置付けた「管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)」の総称で、
レベル3.5については4つの要件(4要件)を満たす必要があることが示された



4要件

出典)国交省『下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版』

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

水の官民連携(ウォーターPPP)の4要件

①長期契約

管理・更新一体マネジメント方式の事業期間は原則、10年間。

更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間

②性能発注

管理・更新一体マネジメント方式では原則、性能発注。

性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託のこと。

③維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築により効率的・効果的な維持管理が期待できる。維持管理と改築を一体的に最適化することが可能になる。

④プロフィットシェア

ライフサイクルコスト縮減の提案を促進するために費用縮減分を官民で分配すること。

分配の割合は管理者の任意。導入することで要件は充足となり、発動の有無は問わない。

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

維持管理と更新の一体マネジメント

○ 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨を踏まえ、レベル3までの業務範囲を更新計画案作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」
※コンストラクションマネジメント(ピュア型CM方式)まで含むか否かは管理者の任意

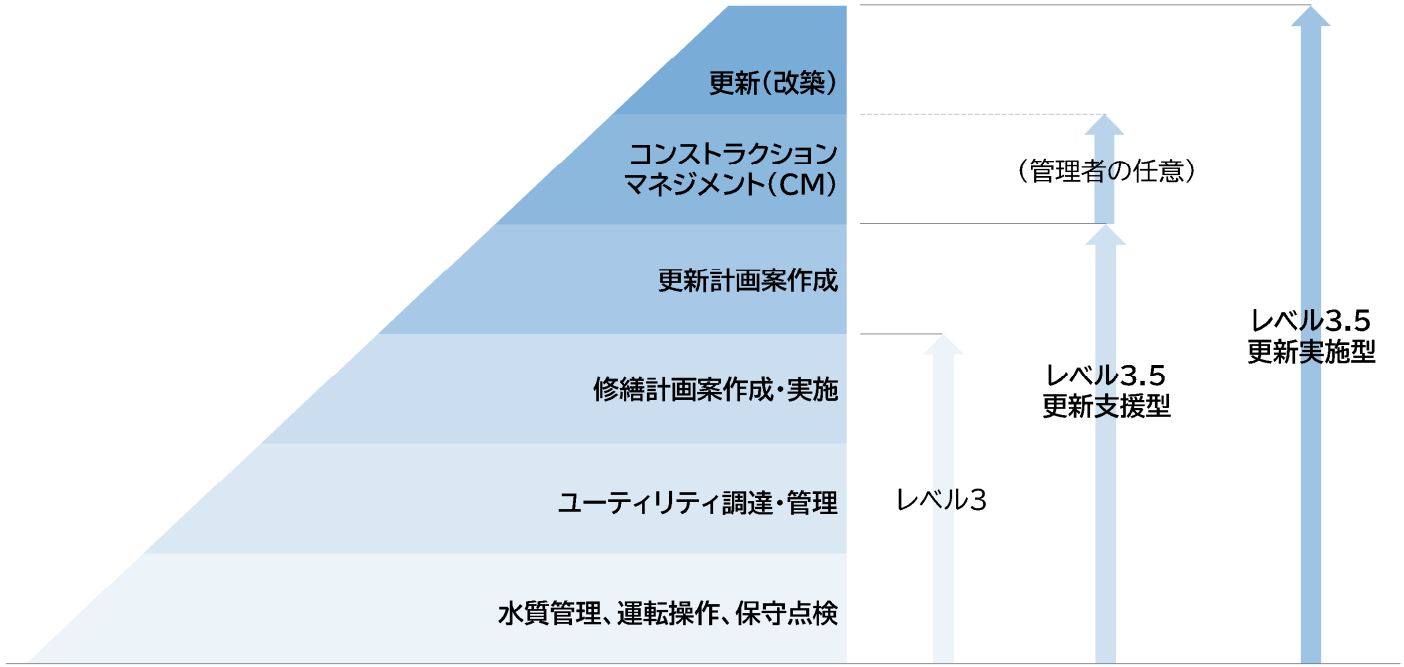
○ さらに、改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」

○ レベル3.5においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待

○ 「更新支援型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)以外の業務を一括で受託者に委ねることができる

○ 「更新実施型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)を含めて一括で受託者民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい

更新実施型と更新支援型のイメージ



出典)国交省『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

交付金等要件化について

国は令和9年度以降の汚水管の改築に係る国費支援に関して、WPPP導入が決定済みであることを要件化

※ レベル3.5の場合、当該事業に関する入札・公募を導入前年度までに開始することで要件化を充足

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版) 民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

○ 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

概要とポイント・留意点

交付金等要件化の概要

○ 令和9年度以降に汚水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が必要

○ 「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募が開始されたこと

○ 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている汚水管の耐震化は、交付金等要件化の対象外

上記の補足等

○ 本GLでは、「ウォーターPPP導入を決定済み」＝交付金等要件化の要件(充足)と表現し、レベル3.5の4要件とは区別して解説

○ レベル3.5の場合、導入済みまでは不要だが、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で交付金等要件化の要件充足 ※この趣旨から、例えば、入札・公募以外の民間事業者の選定等の場合、契約締結時点で交付金等要件化の要件充足

○ コンセッション方式の場合、議会議決が必要なこと等から、実施方針の公表時点で交付金等要件化の要件充足

○ 「令和9年度以降に要件化」について、交付金等要件化の要件充足と、具体的な国費支援の関係は以下のとおり

※ 例えば、令和9年度当初予算の交付金等を受けるには、令和8年度(R9.3.31)までに要件充足が必要
※ 例えば、(令和9年度の交付金等は不要で、)令和10年度当初予算から交付金等を受けるには、令和9年度までに要件充足が必要
※ 例えば、(令和10年度までの交付金等は不要で、)令和11年度当初予算から交付金等を受けるには、令和10年度までに要件充足が必要

○ 交付金等要件化の対象外＝要件充足なくして令和9年度以降の汚水管改築の交付金等を受けられる

36

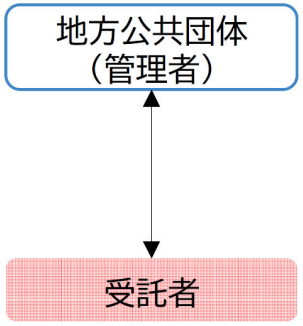
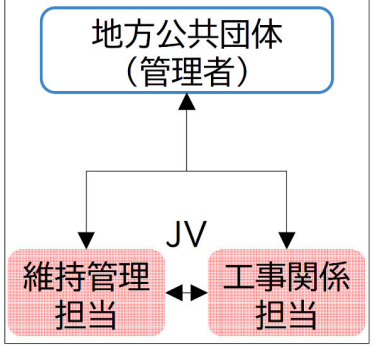
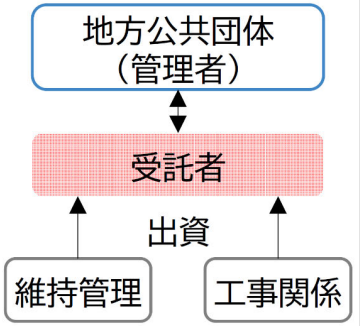
引用元(下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版)

3

官民連携事業と地元企業の参画

3. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ 受託企業の形態

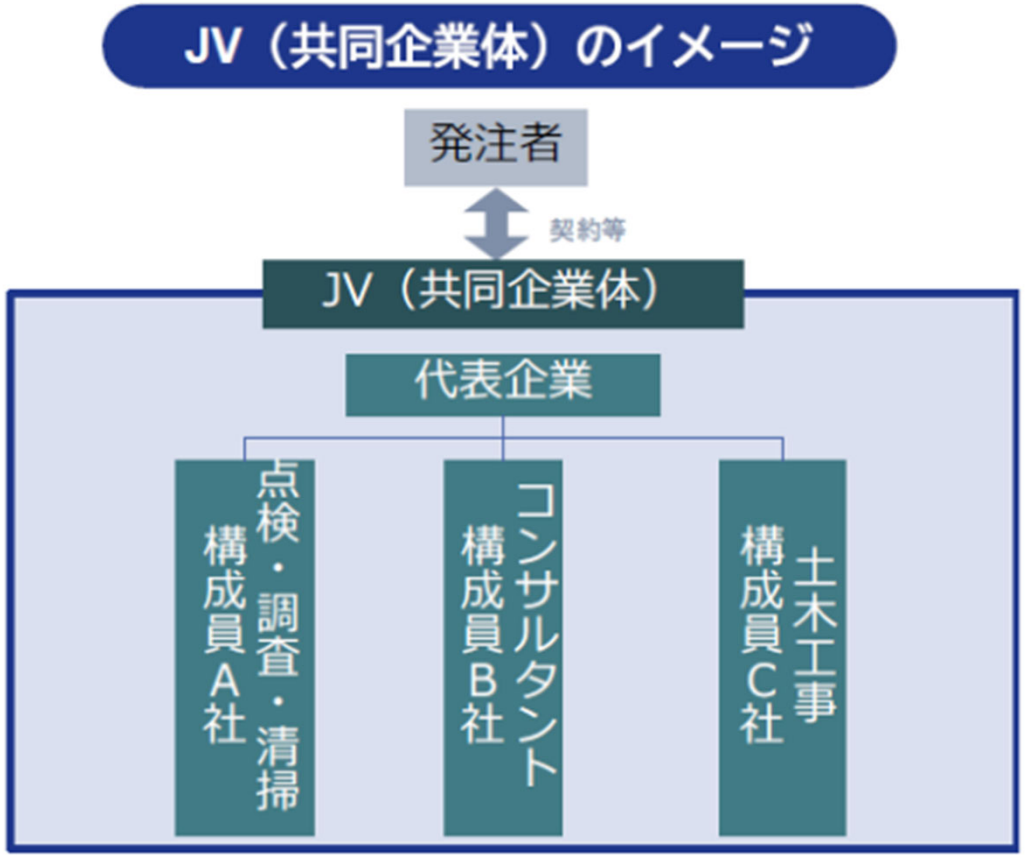
	単独の民間事業者等	JV	SPC等の新会社の設立
類型			
効果・メリット	ー	●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易（中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる）	●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ポイント	●対象施設（処理場等と管路）、業務範囲（維持管理と更新関係）を一者で対応できる民間事業者等は限られる	●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社（三セク）、官会社もある ●官出資を行う場合も、次期以降について適宜の見直しや、その際の競争性に留意が必要

出典）国交省『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』

3. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ JV（共同企業体）

建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

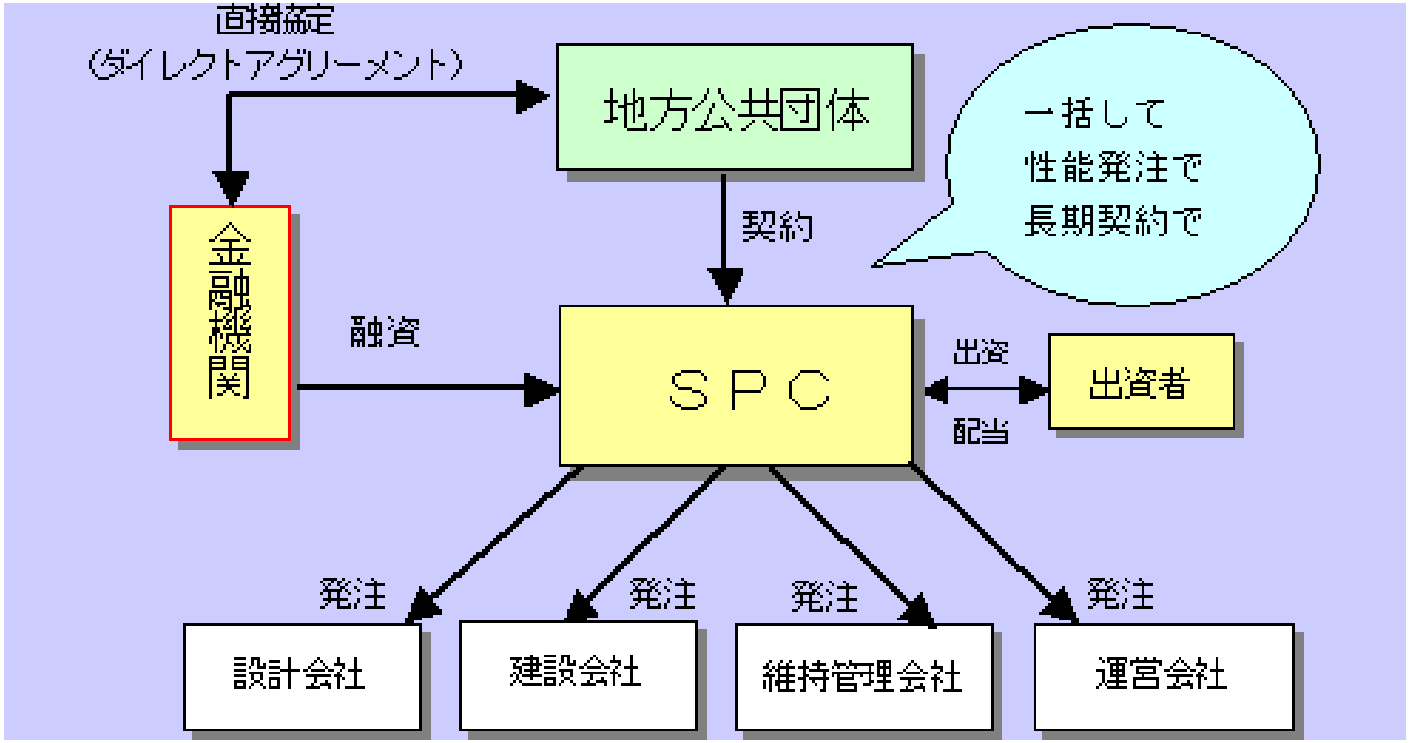


3. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ SPC（特別目的会社）

資産の流動化に関する法律に基づき、当該事業の実施を目的として設立される法人、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。

コンセッション方式（レベル4）では、公募提案する共同企業体が、新会社（＝SPC）を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。



出典）内閣府民間資金等活用事業推進室HP

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/kiso/kiso04_01.html

3. 官民連携事業と地元企業の参画

ガイドラインでも、官民連携事業への地元企業の参画は、重要視されています。

7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方

上下水道の維持管理は 24 時間 365 日、緊急的な対応が求められるため、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。レベル 3.5 における地元企業の参画については、多様な対応が可能であり、先行事例では地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫が見られる。

管理者は地域の事情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、適切に判断する必要がある。

出典）国交省『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』

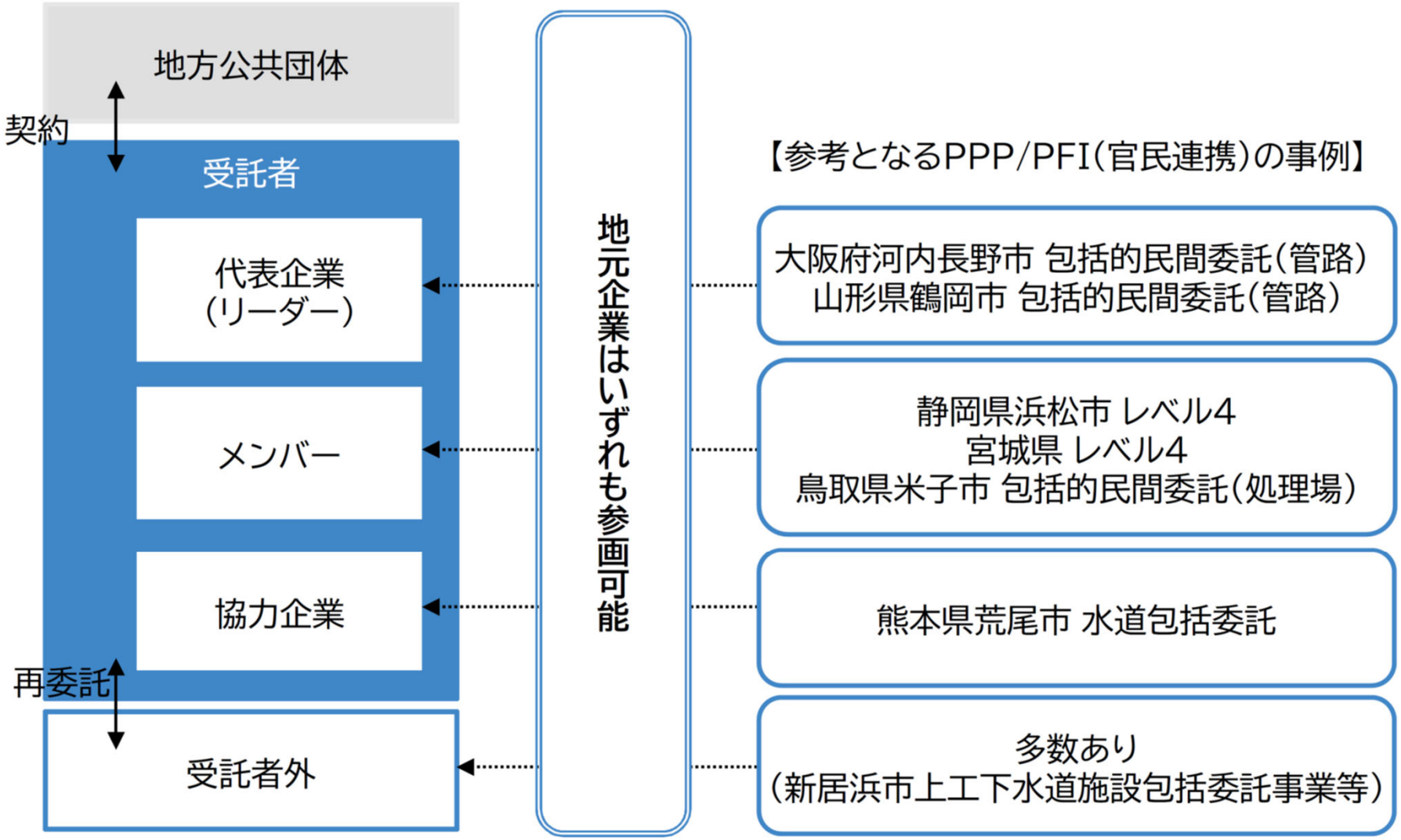
3. 官民連携事業と地元企業の参画

質問	回答
導入検討に際し、必要となる費用の地方負担分について、財源区分を3条と4条のいずれにするか、管理者の任意か？	ご認識のとおりです。
地元（の中小）企業の参画は困難ではないか？	導入を検討する際に、必要な情報を開示したうえで、十分に官民の対話を実施することや、入札・公募の際に、必要に応じて募集要項などに地域への配慮を盛り込むことなどを通じて、地元（の中小）企業の参画可能性を高めることが考えられます。 受託者となる特別目的会社（SPC）や共同企業体（ジョイントベンチャー、JV）に地元企業が参画することは可能です。 ※特別目的会社（SPC）は、「ある特別の事業を行うために設立された事業会社」です。

出典）国交省『下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A』

3. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ 地元企業の参画イメージ



出典)国交省『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』

3. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ 地元企業の参画事例： 大阪府河内長野市

	第1期事業（H26.4～H28.3）	第2期事業（H28.4～R3.3）	第3期事業（R3.4～R8.3）
対象施設	● 旧コミュニティプラント6地区内 ● 汚水管渠、マンホール、中継ポンプ施設、取付管、公共汚水桝等	（第1期の対象施設に加え） ● 雨水管渠、雨水函渠、マンホール、取付管等	（第2期の対象施設に加え） ● 公共下水道、特定環境保全公共下水道（日野地区、滝畑地区）に拡大
対象業務	● 計画的維持管理業務（巡視・点検、調査、清掃、修繕） ● 計画等策定業務（維持管理計画・長寿命化計画策定） ● 日常的維持管理業務（住民対応、事故対応、災害対応等）	（第1期の対象業務に加え） ● 計画的維持管理業務（改築工事） ● 計画等策定業務（維持管理計画・長寿命化計画策定（ストックマネジメント計画））	（第2期の対象業務に加え） ● 実施設計業務・改築工事 ● 公共汚水ます設置・改築承諾調査業務 ● （計画等策定業務に代わり）計画等変更業務 ● ストックマネジメント計画に伴う管路調査業務
実施体制	受託者 代表企業：A社 構成企業：B社・C社・D社・**地元企業**	**第3期事業では地元企業が代表企業を担当**	受託者 代表企業：**地元企業** 構成企業：A社・B社・C社・D社

出典）国交省『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』

4

導入検討方針(案)と民間意向調査

4. 導入検討方針(案)と民間意向調査

現時点での導入予定事業概要	
官民連携方式	管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5) (更新支援型もしくは更新実施型)
対象期間	10年間(令和12年度～令和21年度)
対象事業	水道事業および公共下水道事業
対象区域	水道事業および公共下水道事業の全区域
対象施設	全ての施設 ・水道事業:管路施設、水源施設、浄水場 ・公共下水道:管路施設、ポンプ場
プロフィットシェア	仕組みを導入する予定

4. 導入検討方針(案)と民間意向調査

対象施設一覧

※施設情報は令和7年度末時点

事業	施設		数量	摘要
水道	管路施設	導水管	約2.4km	
		配水管	約136.3km	
	水源施設		5箇所	第1号取水井 ～第5号取水井
	浄水場		1箇所	
下水道	管路施設	管渠	約127km	
	汚水中継ポンプ場		1箇所	

4. 導入検討方針(案)と民間意向調査

過年度決算額を基に試算した10年間の事業費規模 **約48億円(改築更新含む)**
水道事業で約42億円、下水道事業で約6億円

(単位:百万円、小数点第2位四捨五入)

事業	施設	業務区分	年間金額	10年間の事業費
水道	管路施設	維持管理	31.9	319.2
		改築・更新	171.8	1,717.6
	水源施設・浄水場	維持管理	65.0	650.4
		改築・更新	148.3	1,482.7
	小計		417.0	4,169.8
下水道	管路施設	維持管理	20.6	206.0
		改築・更新	8.0	79.8
	ポンプ場	維持管理	10.4	104.3
		改築・更新	23.9	238.8
	小計		62.9	628.9
合計			479.9	**4,798.7**

本表は、令和5年度から令和7年度までの決算額の平均値を年間事業費と仮定し、10年間の事業費を算出したものです。今後発注する水の官民連携事業の対象業務、事業費を示すものではありません。

4. 導入検討方針(案)と民間意向調査

過年度決算額を基に試算した10年間の事業費規模 **約13億円(維持管理のみ)**
水道事業で約10億円、下水道事業で約3億円

(単位:百万円、小数点第2位四捨五入)

事業	施設	業務区分	年間金額	10年間の事業費
水道	管路施設	維持管理	31.9	319.2
		改築・更新		
	水源施設・浄水場	維持管理	65.0	650.4
		改築・更新		
	小計		97.0	969.5
下水道	管路施設	維持管理	20.6	206.0
		改築・更新		
	ポンプ場	維持管理	10.4	104.3
		改築・更新		
	小計		31.0	310.3
合計			128.0	1,279.9

本表は、令和5年度から令和7年度までの決算額の平均値を年間事業費と仮定し、10年間の事業費を算出したものです。今後発注する水の官民連携事業の対象業務、事業費を示すものではありません。

4. 導入検討方針(案)と民間意向調査

民間意向調査(アンケート等)とは

水の官民連携(ウォーターPPP)に関する質問書や**個別のヒアリング等**により、民間事業者の皆さまから本取組に対する**理解度や興味関心、対象施設や対象業務に関するご意見**を広く求め、**事業内容等の検討に活用**することを予定しています。

【アンケートの主な質問項目】

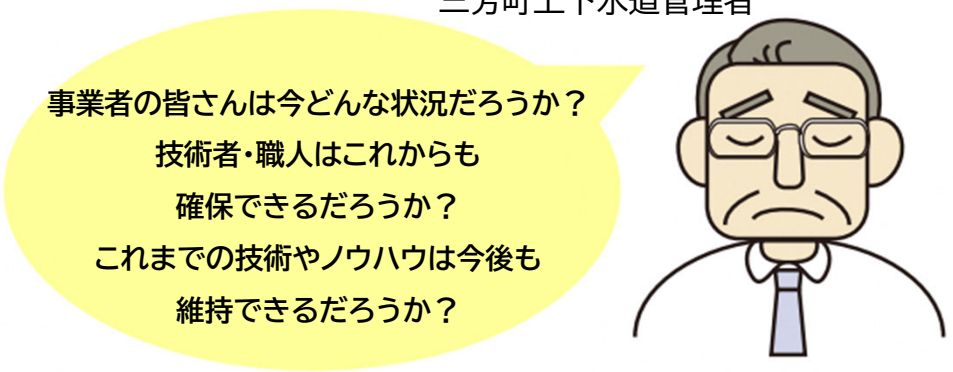
・貴社が三芳町上下水道事業に関する業務を行う上での課題や町への要望はありますか？

・水の官民連携(ウォーターPPP)に対する関心はありますか？

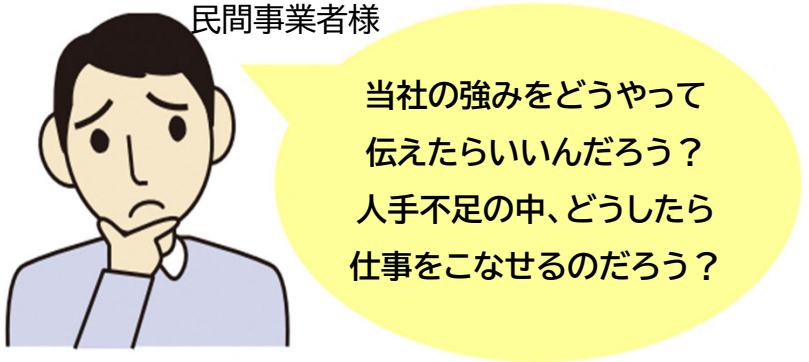
・水の官民連携(ウォーターPPP)へ参画意欲がありますか？

など

三芳町上下水道管理者



民間事業者様



ぜひ、ご協力くださいますようお願いいたします。

4. 導入検討方針(案)と民間意向調査

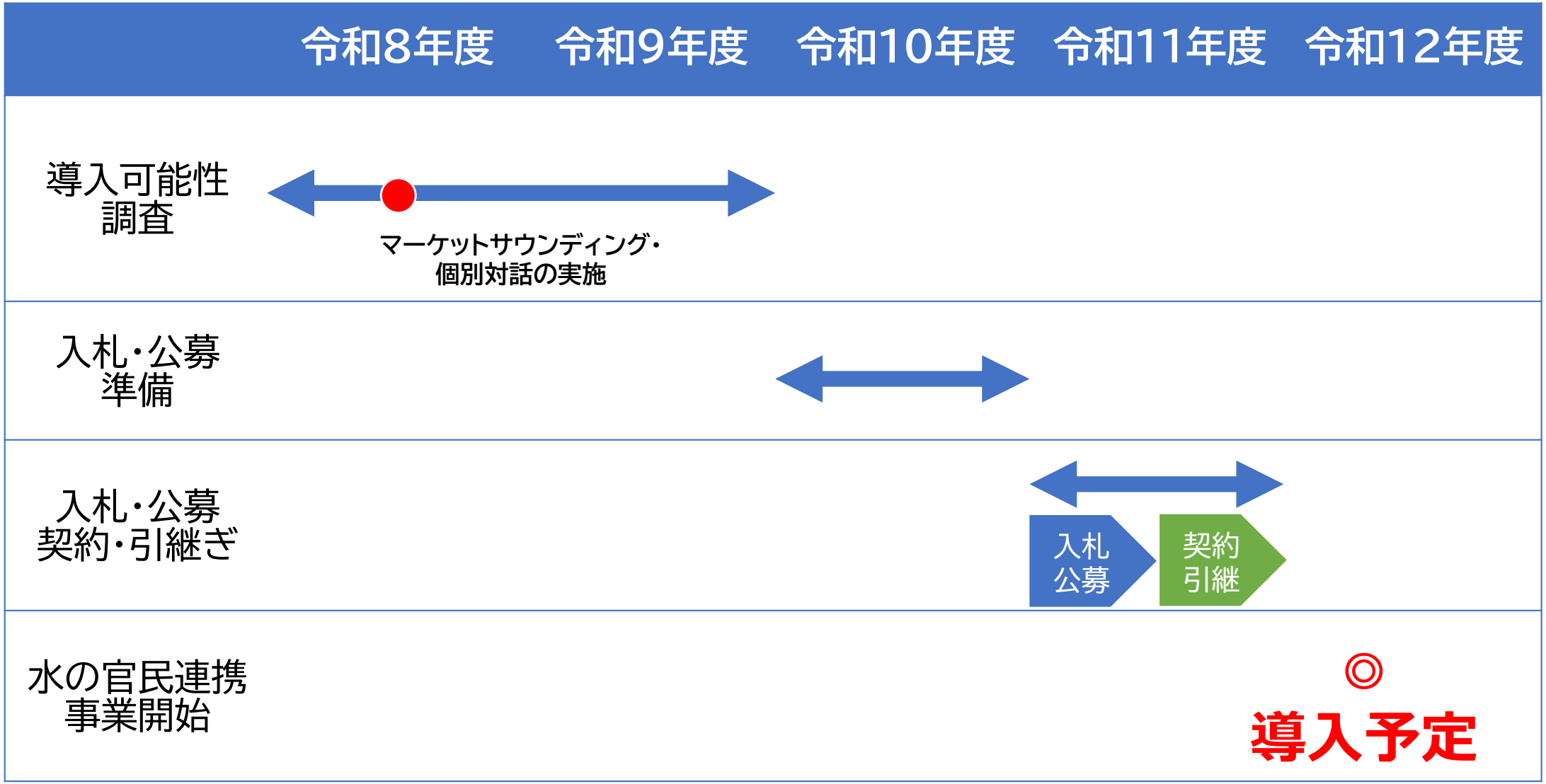
概　要	
アンケート 調査票の掲載	三芳町ホームページ (https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/news/suido_waterPPP_briefing.html)
回答期限	令和8年　11月30日(月)17時まで
回答方法	Excel形式の調査票に必要事項をご記入の上、以下のフォームからご提出ください。 https://logoform.jp/form/Cbej/1855275
アンケート 調査項目 の概要	①三芳町 水の官民連携(ウォーターPPP)事業への関心や参入意欲 ②三芳町 水の官民連携(ウォーターPPP)事業の対象施設・対象業務 など
アンケート調査 結果概要の公表	令和8年12月下旬に公表予定です。

5

今後のスケジュール

5. 今後のスケジュール(案)

水の官民連携(ウォーターPPP)導入に向けた全体スケジュールは現時点では以下のように想定しています。



ご清聴ありがとうございました

参考資料

1. ウォーターPPPの概要：内閣府

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf

2. 官民連携（PPP／PFI）の活用：国土交通省

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html

3. 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版（令和6年11月11日）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001842287.pdf

4.下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001883967.pdf

5.下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版（令和8年4月）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001995093.pdf

6.下水道分野におけるウォーターPPP（主に管理・更新一体マネジメント方式）に関するQ&A（令和6年4月24日）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf

7.下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（案）改正検討会：国土交通省

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000781.html

8.ウォーターPPP導入検討の進め方について／PPP/PFI手法選択ガイドライン令和4年度改定版（パワーポイント版）

＋管理・更新一体マネジメント方式

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001617903.pdf

用語の説明

- **維持管理と更新(改築)の一体マネジメント**

 維持管理と更新を一体的に最適化するための事業方式であり、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」の2方式がある。また、この管理・更新一体マネジメント方式を、ウォーターPPP(レベル3.5)と呼ぶ。

- **コンストラクションマネジメント(CM)**

 発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャー(CMr)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

- **コンセッション(レベル4)**

 管理者(町)は運営業者(事業者)に運営権を設定。運営権により、運営権者(事業者)は原則として利用者(市民)から収受する下水道利用料金により事業を運営する方式。

用語の説明

- **性能発注**

 発注者が求めるサービス水準を明らかにし事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。
 一方で仕様発注（方式）は、発注者が施設の構造、資材、施工方法について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

- **ストックマネジメント**

 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

- **統括・マネジメント業務**

 適正な事業運営を目的として、維持管理・計画・改築更新等の多岐にわたる業務を統括的に管理すること。これまで発注者側の役割であったものを、事業者側が実施するため、ウォーターPPP業務に含む場合は適切な積算により事業費に反映する。

用語の説明

- **プロフィットシェア**

 契約時に見積もった工事費や契約時に見積もった維持管理費が企業努力や新技術導入等で縮減した場合において、縮減分を官民でシェアする仕組み。

- **プロポーザル方式**

 プロポーザル方式においては、事業者選定の段階において業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する方式。

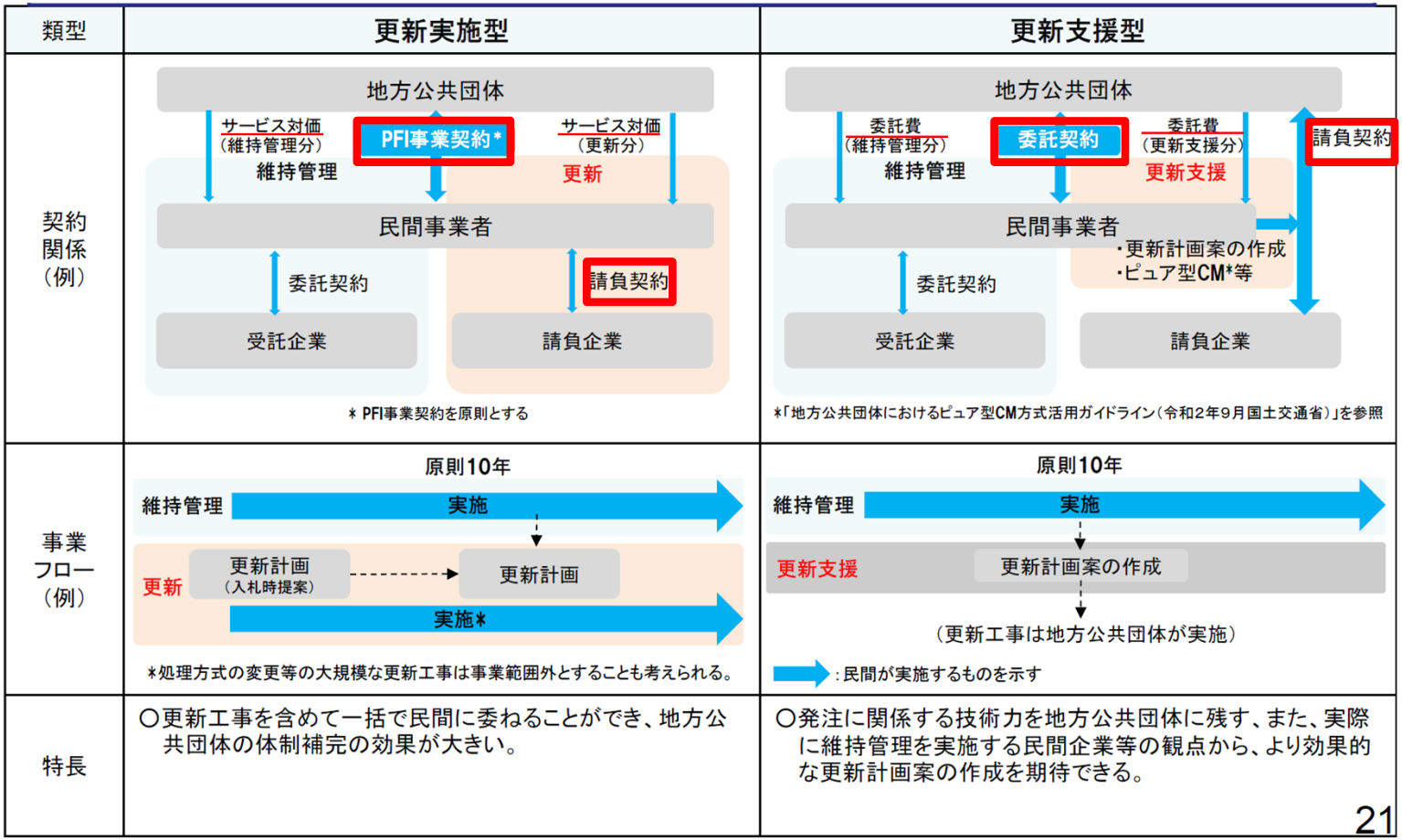
- **民間意向調査（マーケットサウンディング）**

 事業に対して、民間事業者の関心度合い（参入意欲）、参入条件等の意向のほか、事業スキームや必要な検討事項、開示情報等について検討・把握することを目的に実施する調査のこと。

用語の説明

- **更新支援型、更新実施型**

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」とがある。



引用元：ウォーターPPP導入検討の進め方について